

令和5年度高知県 農林水産物直販所「安心係」養成講習会

農薬の適正使用について

日時: 令和5年7月13日(須崎)
令和5年7月18日(四万十)
令和5年7月20日(高知)

(公社) 緑の安全推進協会

講習会の内容

1. 農薬の基礎・登録と安全性試験
2. 農薬の適正使用について

農薬の用途別分類

殺 虫 剤	殺 菌 剤	除 草 剤
害虫の駆除	植物病原菌の防除	有害雑草類の防除
その他の農薬		
殺 鼠 剤	ネズミ類の駆除	
植物成長調整剤	農作物品質向上のため、植物生理機能を増進または抑制	
忌 避 剤	動物が忌避する臭い、味を利用した鳥獣害の防除	
誘 引 剤	有害動物・昆虫を一定の場所に誘引する防除	
展 着 剤	農薬が害虫の体や作物表面によく付着するように添加	

農薬の対象分野別分類

(注) 農薬登録作物名の分類とは必ずしも一致していません

対象分野	主な作物(適用場所)	防除対象・目的	関連法規制等
農耕地 (植栽地)	水稻	病虫害・雑草、植物調節	農薬取締法 (収穫物は) 食品衛生法
	水稻(畦畔)(休耕田)	害虫、雑草	
	畑作物	病虫害・雑草、植物調節	
	畑作物(休耕畑)	雑草	
	野菜	病虫害・雑草、植物調節	
	果樹	病虫害・雑草、植物調節	
	その他、特用作物など	病虫害・雑草、植物調節	
緑地 (植栽地)	樹木類	病虫害・雑草、植物調節	農薬取締法 ゴルフ場農薬水質 汚濁防止法
	樹木等(周辺地)	雑草	
	芝	病虫害・雑草、植物調節	
	花卉・花木類、工芸作物	病虫害・雑草、植物調節	
非植栽地	農作物等の無い場所 (駐車場、建物敷地)	雑草	農薬取締法の登録の義務はない

農薬に関する法規制1:全般

農薬取締法	製造、販売、使用 【農林水産省登録第〇〇号】
食品安全基本法	ADI ARfD設定(食品安全委員会)
食品衛生法	残留農薬基準
毒劇法	毒劇物の指定 医薬用外毒物 医薬用外劇物
	表示、販売、取扱い、情報提供(SDS)
消防法	危険物の表示、保管、輸送 【例:第4類第2石油類】
労働安全衛生法	労働者の安全・健康確保、情報提供(SDS)
化管法	排出量の把握・管理、情報提供(製品ラベル、SDS)
廃掃法	廃棄物の適正な処理
水質汚濁法	公共水域、地下水の汚染防止

毒劇法: 毒物及び劇物取締法

化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

廃掃法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

許可なく2次利用を禁ず

農薬の定義（農薬取締法より）

農薬とは…

① 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる薬剤

人が栽培している植物の総称。
観賞用に栽培する樹木、街路樹、
草花、芝や山林も含まれる。

菌、昆虫、線虫、ダニ、雑草、ねずみ、
鳥、ナメクジ、ザリガニ等

② 農作物等の 生理機能の増進又は抑制 に用いられる薬剤

成長促進剤、発芽抑制剤等の 植物成長調整剤

③ 防除のために利用される 天敵

(農薬の登録)

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。(一部省略)

解説: 1. 以下を除いて、登録を受けなければ農薬の製造若しくは加工又は輸入をしてはならない。

- ①特定農薬: 食酢、重曹、天敵(地場)、エチレン、次亜塩素酸水(製法制限あり)(平成28年11月現在)
- ②農林水産省令・環境省令で定める場合: 研究目的、緊急防除など(農林水産省・環境省令第二号/平成15年3月4日)

2. 登録は銘柄ごとに行うこと。

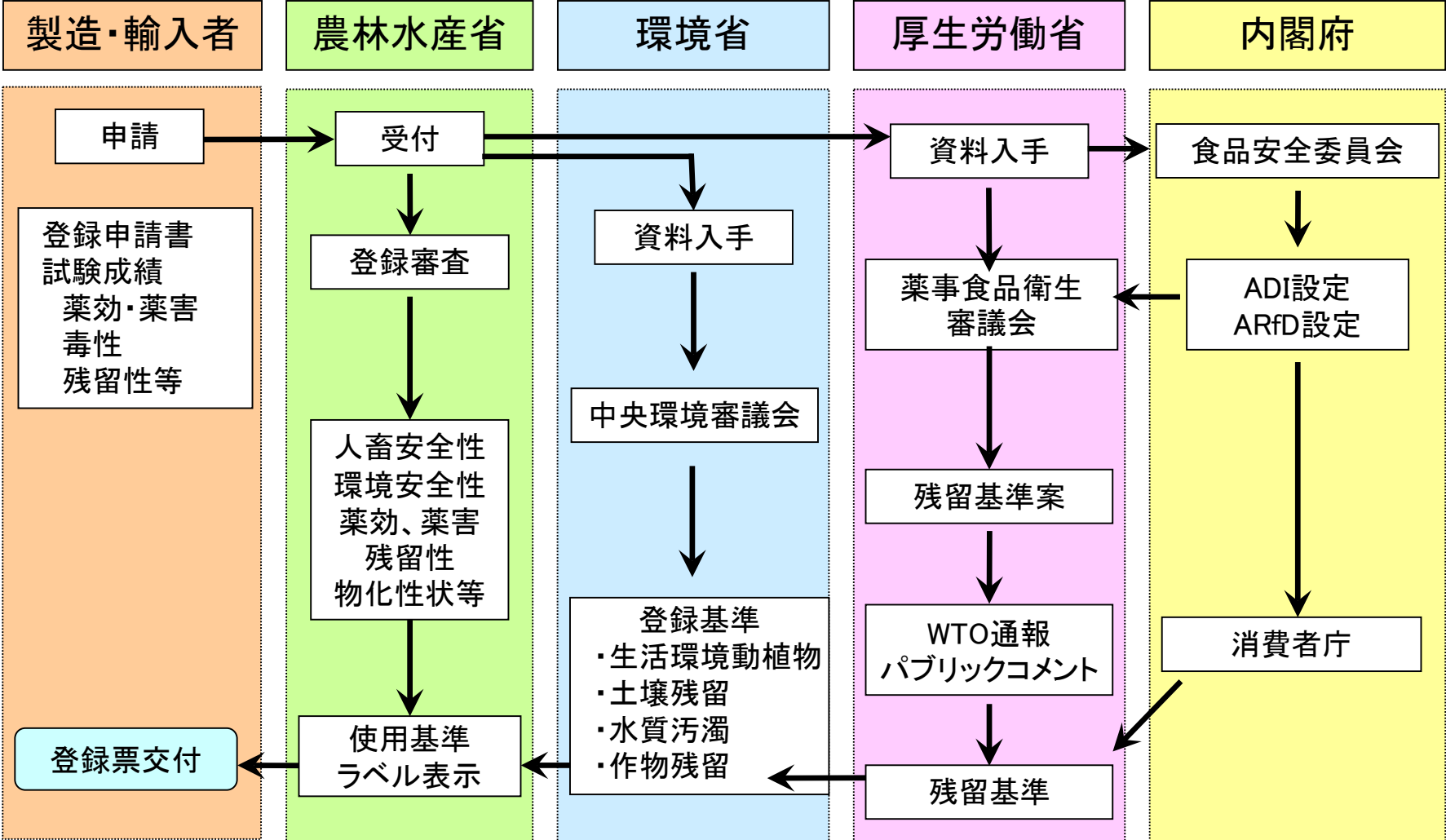
許可なく2次利用を禁ず

講習会の内容

1. 農薬の基礎・登録と安全性試験
2. 農薬の適正使用について

農薬の登録制度(農薬取締法第三条、第四条)

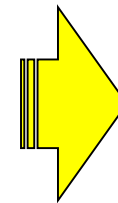
農薬の登録システム



申請から登録票交付まで通常、2~3年かかります。いくつもの厳しいハードルを越え、安全性の担保されたものが、農薬製剤として作物ごとに使用認可されます。

農薬登録に対する省庁の役割

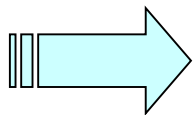
農林水産省	登録審査 農薬使用基準の設定 登録票交付
食品安全委員会 (内閣府)	許容一日摂取量(ADI)および 急性参照用量(ARfD)の設定
厚生労働省	残留農薬基準の設定
環境省	登録基準の設定
内閣府	消費者の安全確保 「残留(農薬)基準」の告示前協議



登録

農薬に求められる4つの安全性

1. 使用者に対する安全性
2. 消費者(収穫物)に対する安全性
3. 農作物に対する安全性
4. 周辺住民や環境に対する安全性



法令など取扱上の規則をつくり、規則を遵守することにより安全性を確保する

農薬登録

適正な取扱

登録制度による
安全性の評価・確認

製造者



販売者



使用者

農薬の登録申請において提出すべき資料

1. 農薬及び農薬の試験成績
2. 安定性、分解性その他の物理的・化学的性状に関する試験成績
3. 適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効に関する試験成績
4. 農作物等に対する薬害に関する試験成績
5. 人に対する影響に関する試験成績
6. 植物の体内での代謝及び農作物等への残留に関する試験成績
7. 食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜の体内での代謝及び畜産物への残留に関する試験成績
8. 環境中における動態及び土壌への残留に関する試験成績
9. 生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績
10. 試験に用いられた試料の分析法に関する試験成績
11. 農薬の見本検査に関する資料

作物に対する安全性

消費者に対する安全性
使用者に対する安全性

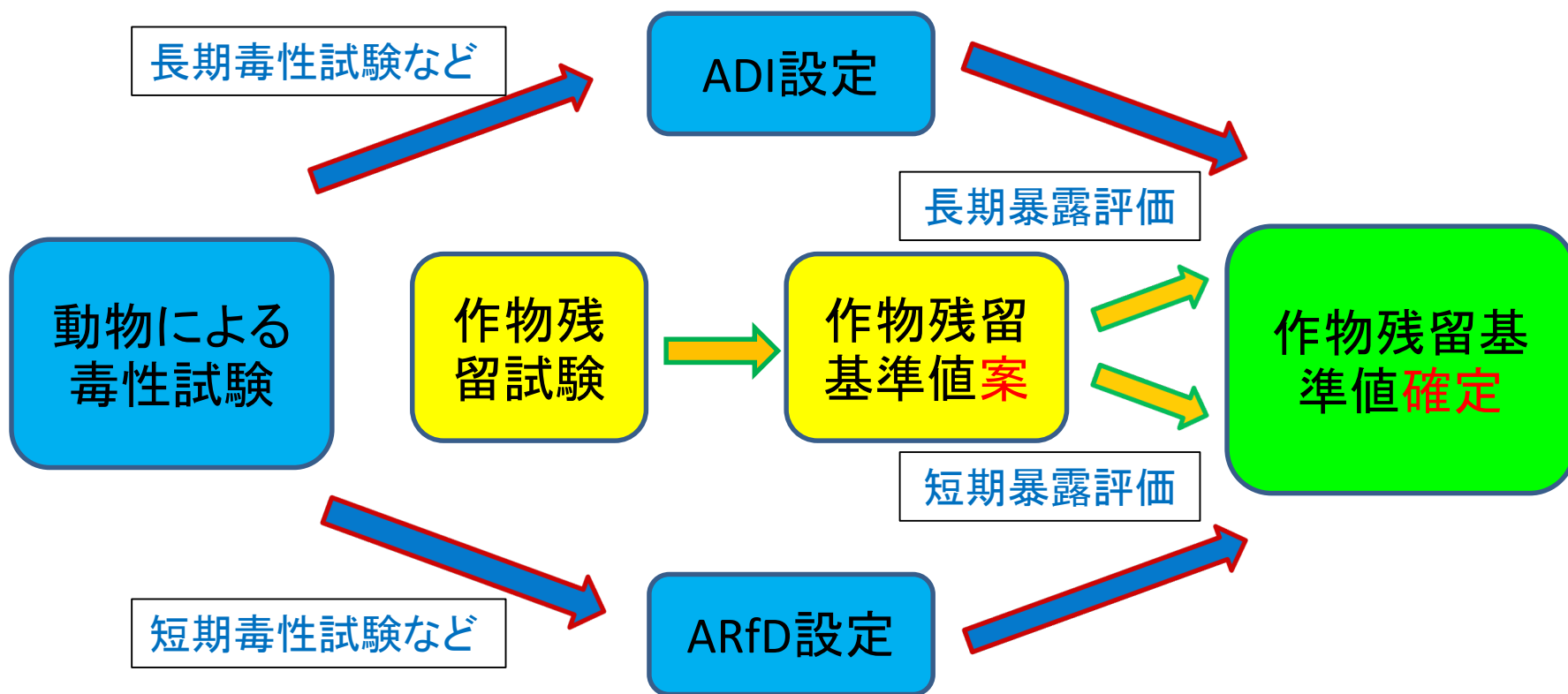
環境に対する安全性

農薬取締法で登録の際に求められる試験成績

農薬	作物安全性	使用者安全性	消費者安全性	環境安全性
物理化学的性状	溶解性、末度、粒度、有機溶媒溶解度、オクタノール分配係数、加水和水溶性、水溶性	濃度、密度、原液安定性、希釈液安定性	性、水中光分解性、水溶性、懸垂性、密度	性、経時安定性
薬効薬害	適用病害虫・農作物等に対する薬効、作用性、適用作物		する薬害、茶の残臭、カ	の喫味
人に対する影響	急性毒性(経口、経皮、吸入)			
	皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、経皮吸収、圃場における農薬使用者暴露、使用			
	解毒方法・救命処置法			
	急性・反復経口投与神経毒性、発達神経毒性、急性・反復経口投与遅発性神経毒性			
	90日間反復経口投与毒性、28/90日間反復吸入毒性、21/28日間反復経皮投与毒性			
	遺伝毒性(復帰突然変異、染色体異常、小核、遺伝子突然変異・DNA損傷)			
	1年間経口反復投与毒性(慢性毒性)、発がん性			
	2世代繁殖毒性、発生毒性			
植物体内	植物代謝、作物残留、加工調理、後作残留、保存安定性			
畜産物	家畜代謝、畜産物残留、生物濃縮性			
環境運命	土壌中動態、土壌残留、土壌吸着、水中動態、環境中予想濃度算定			
生活環境動植物等	魚類急性毒性、ミジンコ類急性遊泳阻害、ユスリカ幼虫急性遊泳阻害、淡水エビ急性毒性、ミジンコ類繁殖、藻類・シアバクテリア生長阻害、コウキサ類生長阻害、水域環境中予想濃度、鳥類急性経口毒性、鳥類予測暴露量、種子残留濃度、野生ハナハチ類影響、ミツバチ影響(成虫・幼虫、蜂群)、花粉・花蜜残留、暴露量推計、蚕への影響			

許可なく2次利用を禁ず

消費者に対する安全性を確保する 作物残留基準



ADI と ARfD

- **ADI(許容一日摂取量): Acceptable Daily Intake**

ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当りの摂取量
→長期暴露評価の指標

- **ARfD(急性参照用量): Acute Reference Dose**

ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間内に経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当りの摂取量
→短期暴露評価の指標

無毒性量 (NOAEL)

NOAEL: No Observed Adverse Effect Level

定義: ある毒性試験において何ら有害作用が認められなかった最大の用量レベル。

各種動物(マウス、ラット、ウサギ、イヌ等)の毒性試験において、それぞれNOAELが求められる。

動物種	試験	NOAEL
マウス	発がん性試験	13mg/kg 体重/日
ラット	慢性毒性試験	4.4mg/kg 体重/日
ウサギ	催奇形成試験	100mg/kg 体重/日
イヌ	慢性毒性試験	21.8mg/kg 体重/日

農薬は毒性評価では、複数の動物種で行った毒性試験で得られた最も小さい値をADI設定のためのNOAELとする。

安全係数 (SF)

SF : Safety Factor

定義： 各種動物試験から求められた、農薬のNOAELからADI・ARfDを求める際に用いる係数。動物からヒトへデータを外挿する際の不確実性(種差)と、ヒトの個体差を考慮して求められる。通常、動物とヒトの種差を10、個体差を10として、それらを掛け合わせた100を基本とする。

ADI・ARfDは動物の無毒性量をSFで割って求める。

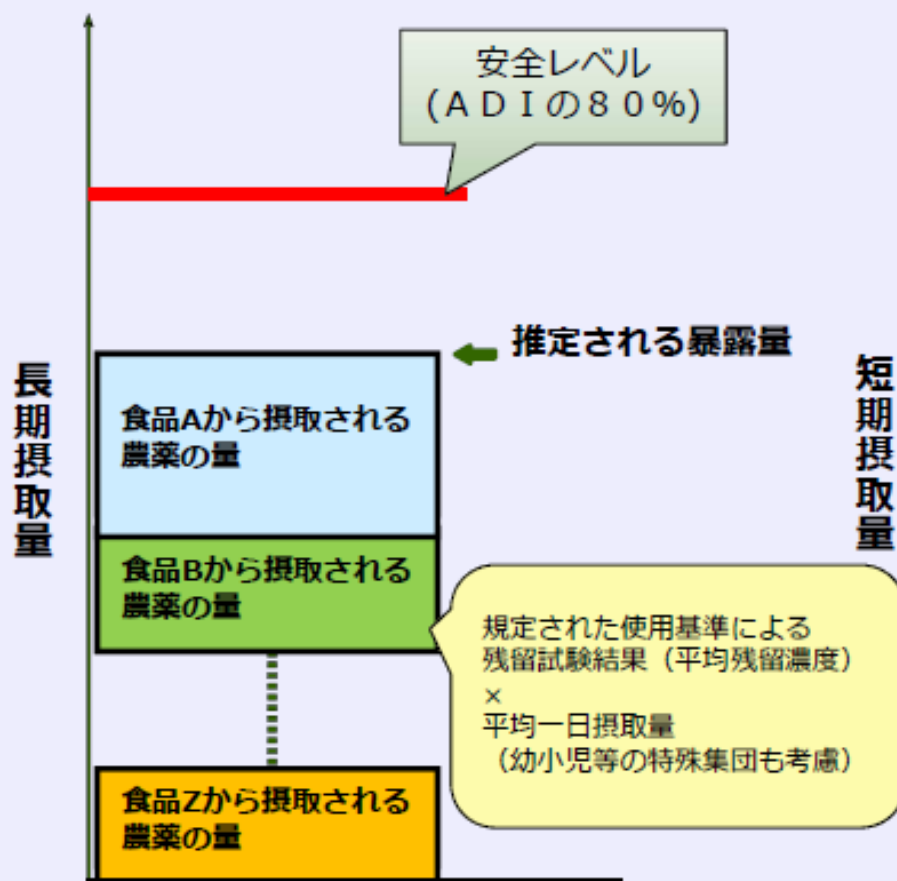
$$\text{ADI} \cdot \text{ARfD} = \text{評価農薬のNOAEL}^{\ast 1} \div \text{SF}^{\ast 2}$$

※1 各種動物試験から求められたNOAELのうち最小のもの

※2 10:種差 × 10:個体差 = 100が通常用いられる

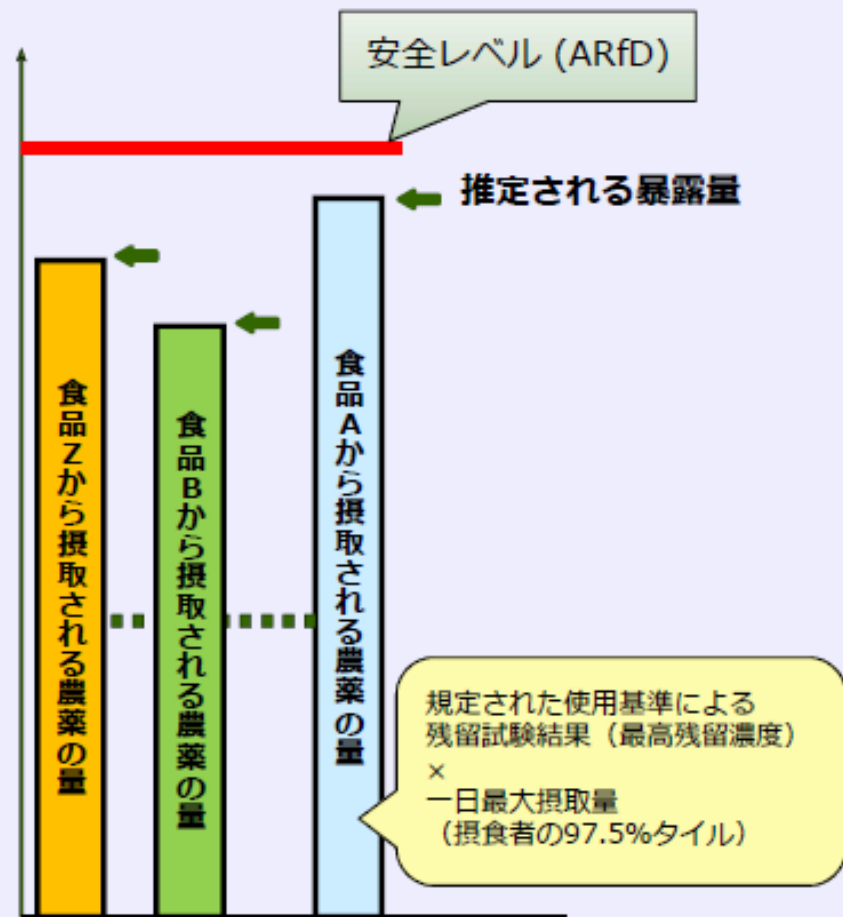
長期暴露評価

食品ごとに摂取量を積み上げて長期摂取量を推定する



短期暴露評価

個別の食品ごとに短期摂取量を推定する



講習会の内容

1. 農薬の基礎・登録と安全性試験

2. 農薬の適正使用について

食品中の残留農薬に係る2つの法律

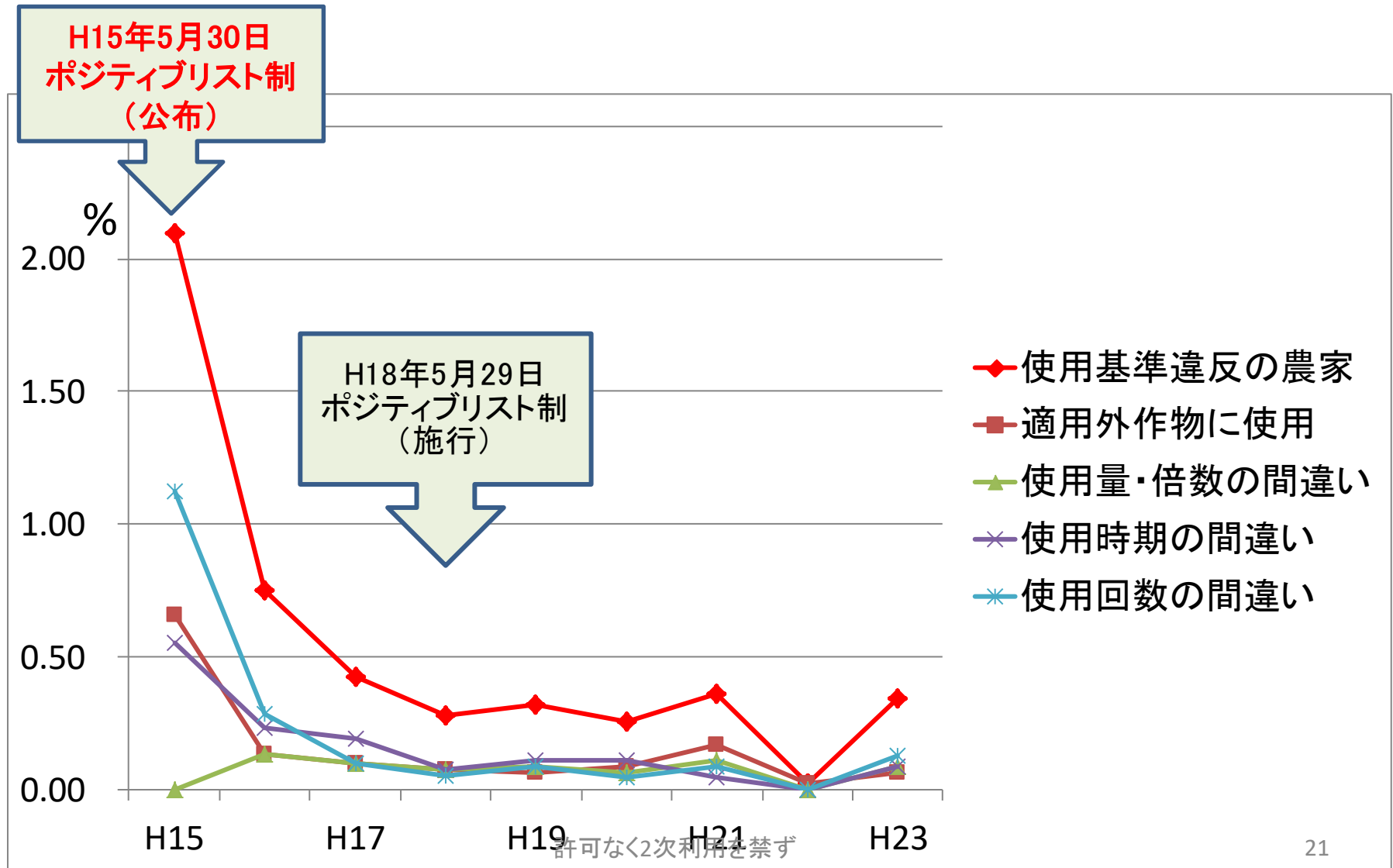
「農薬取締法」と「食品衛生法」

安全な農作物
の生産

規制の対象	基準	規制の内容
(農薬取締法) 国内で使用する 農薬	登録基準 (旧:登録保留) 農薬使用基準	農薬の登録 農薬の使用方法 (農作物収穫まで)
(食品衛生法) 国内に流通する 食品	残留農薬基準	(収穫後の食品) 食品の流通

基準を超過した食品
の販売の禁止

日本の農産物における農薬の使用基準違反



食品中の残留農薬を規制する 「ポジティブリスト制度」のポイント

1. 平成18年5月29日施行
2. 全ての食品、全ての農薬等を対象
食品：農産物のほか、
水産物、畜産物、加工食品等に拡大
農薬：国内で使われる全て及び輸入食品中の農薬
ただし、特定農薬、食品添加物にも使用されている
農薬などは安全な物質として対象外（66物質）
①残留基準、②一律基準、③基準を設定しないもの
3. 残留基準のない農薬は一律基準（0.01ppm）を適用
4. 基準を超過した食品の流通及び販売禁止
市場にて検出された場合は回収廃棄処分

基準値超過の主な原因－1

1. **ラベルをよく見ず**に、使えない作物に使用した。
例) 適用がある他の作物と同じ害虫が出たので使用した。
似ている作物に使用できたので使用した(誤認した)。
「トマト」と「ミニトマト」、「キャベツ」と「芽キャベツ」
2. **希釈倍数**を守らなかった。
例) 効果不安のため所定濃度より高濃度で使用した。
3. **使用時期**を守らなかった。
例) 他の作物でも収穫前日まで使用出来たので、収穫7日前の作物でも収穫前日で使用した。
4. **過剰な回数**で使用

基準値超過の主な原因－2

4. 防除器具の洗淨が不十分なまま使用
5. 隣接する作物に使用した農薬が飛散(ドリフト)
6. 箱施用剤や前作に使用した農薬が後作に残留
7. 過去の使用薬剤(エンドリン、ヘプタクロール)が検出
8. その他(原因が特定できないもの)

農薬の安全・適正使用ポイントのまとめ(農耕地の場合)

連携

(連絡・周知)

飛散による
適用外作物での
残留基準値
超過の防止

周辺の農家さんとはよく連絡をとり合いましょう。



ラベルの記載事項を確認しましょう。



ラベル 確認

適用作物、
使用量、使
用時期、回
数など

飛散防止

飛散による
適用外作物での
残留基準値
超過の防止

飛散防止に努めましょう。



飛散防止のポイント

- ・風の強さや風向きに気をつけましょう。
- ・散布の位置や方向に注意しましょう。
- ・適切なノズル、圧力で散布しましょう。
- ・散布量を守りましょう。

散布後は、器具をよく洗いましょう。



洗浄

混入農薬によ
る適用外作物
の残留基準値
超過の防止

農作業の内容はいつまかならず記帳しましょう。



記帳

参照: 農薬工業
会作成パンフレット

許可なく2次利用を禁ず

作物名、散布日時、場所、農薬名、散布量、
希釈倍率、散布器具、天候、風の様子など

重要

ラベル表示例 1

農薬の登録番号、物性等

毒性の表示
(劇物に該当する場合は右の表示)

危険物の表示例
(消防法に該当する場合の例)

有効成分と農薬の種類

西暦下2けた表示
最終有効年月を過ぎたものは使わないように

医薬用外劇物
農林水産省登録
第〇〇〇〇〇号

第4類第2石油類
 殺虫剤

〇〇〇〇乳剤
 }

△△△△乳剤
 }

殺虫剤分類 1B

【成分】 △△△△ … 10.0%
 有機溶剤、乳化剤等 … 90.0%

【性状】 淡褐色乳化油状液体

□□□□株式会社

最終有効年月(西暦下2けた+月) 25.10

農林水産省登録番号

用途と商品名

RACコード

有効成分とその他成分の含有量表示

重要

ラベル表示例 2

使用できる作物
* 注意欄参照

防除できる
病害虫や雑草

希釈倍数
と散布量

同一有効成分を含む剤の使用回数の限度。
有効成分・作物ごとに設定

作物名	適用病害虫	希釈倍数	10a当り 使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	総使用回数
トマト	アブラムシ類	1000倍	100~300L	前日	2回	2回
はくさい	アオムシ、コナガ	1500倍		7日	3回	3回

※使い方 : 散布

本剤が使用できる
回数の限度

- ⚠️【効果・薬害等の注意】**
- あぶらな科やさいには薬害を...
 - **〇〇〇剤との混用はさける**...

- ⚠️【安全使用上の注意】**
- 本剤は眼に対して刺激性が...
 - 散布の際は、農薬用マスク、...
 - 冷暗所にカギをかけて保管...

使用可能な収穫前日数
(トマトは収穫前日、はくさい
は収穫7日前まで使用可能)

*** 注意: 作物名は植物学上の分類ではない**
(例: トマトとミニトマトは登録上は別な作物)

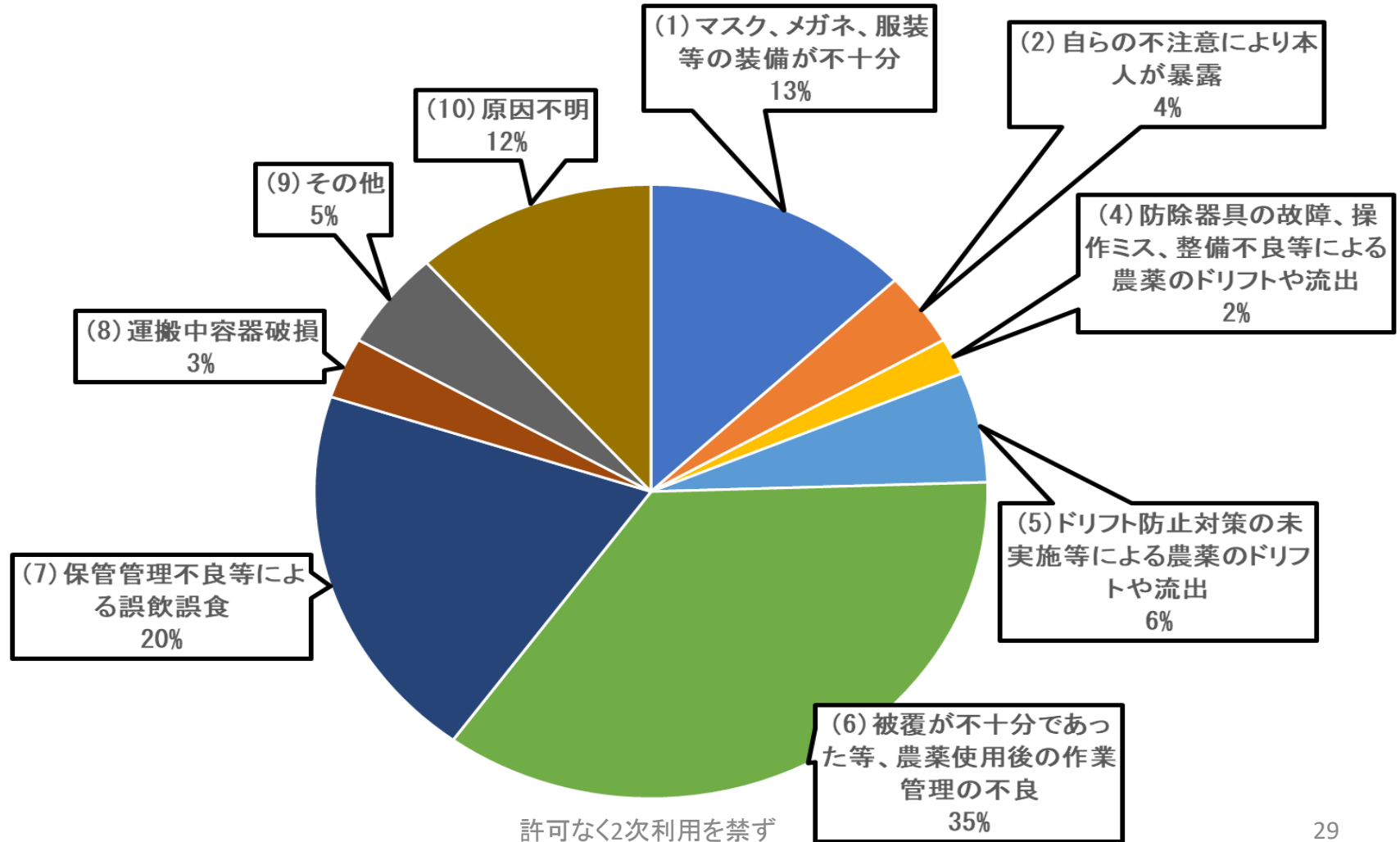
(原因別)

(件(人))

原因	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
(1)マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	6 (6)	6 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (2)
(2)強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
(3)長時間や高温時の作業、不健康状態での散布	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4)防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
(5)ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	2 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(6)被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	1 (7)	4 (14)	5 (17)	4 (6)	3 (11)
(7)保管管理不良等による誤飲誤食	6 (11)	3 (3)	2 (2)	8 (9)	6 (6)
(8)運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損	0 (0)	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(9)その他	2 (2)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
(10)原因不明	2 (2)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	3 (3)
計	21 (38)	25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)

事故原因

人に対する事故(中毒事故の主な原因:2017年~2021年155件の結果)



農薬による事故等の防止のための注意（散布前）

➤ラベルの確認（薬害を含む注意事項等）

⇒ラベルの見方を参照



➤体調がすぐれない時は農薬散布を避ける

➤農薬に見合った保護具の着用

（作業衣、帽子、マスク、手袋、眼鏡等）

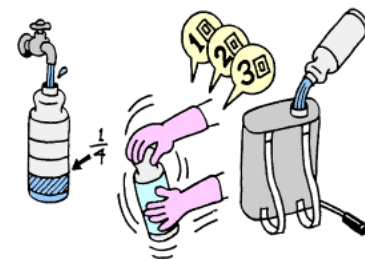
➤散布器等の点検

➤散布薬液の調製時の注意

- ・調製時から保護具を着用
- ・容器は3回洗浄し、洗浄液も散布器へ



➤薬液は一度で使い切るように調製



原図出典：上から順に滋賀県資料、工業会リーフレット、シンジェンタジャパン(株)資料

許可なく2次利用を禁ず

農薬による事故等の防止のための注意（散布中）

- 接触、吸入の回避（保護具の着用）
- 出来るだけ農薬を浴びない工夫
（後退散布、風向、農薬の剤型／散布器具を選ぶ）
- 散布は、暑い日中を避け、涼しい朝夕に
- 適度な休憩（作業時間は1～2時間を目処）
- 飛散防止対策（周辺住民、近接作物、水産動植物、有用生物(蚕、ミツバチ)、公共用水域の水質保全）



農薬による事故等の防止のための注意(散布終了後①)

➤ 農薬空容器の適切な処分

- ・容器の野焼きやポイ捨ては厳禁



➤ 散布器具、防除衣の洗浄

➤ 散布日は身体を洗い、十分な休憩

- ・うがい、洗眼、洗顔の実施
- ・体を石けんできれいに洗い、入浴



➤ 万一身体に異常を感じた時は医師の診断を受ける

農薬による事故等の防止のための注意(散布終了後②)

散布液を調整した容器、散布器具は、使用後、水で十分に洗う。洗浄液は川に流さない。



農作業の内容は
かならず記帳し保管しましょう。
記帳することで有効成分別の使用回数等の確認が容易になり、使用基準を守っていることの証明にもなります。



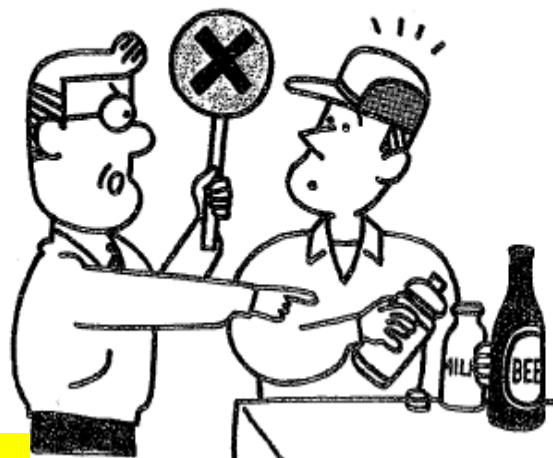
参照：農薬工業会作成パンフレット
(原図出典：滋賀県資料)

農薬による事故等防止のための注意（保管）

倉庫や納屋あるいは農薬専用の保管庫に必ず鍵をかけて保管



誤飲の恐れがあるので、他の容器には絶対に移し替えない



飲食物や食器類とは、はっきり区別して、子供や認知症などの方の手の届かない所へ保管



危険防止のため、原液や希釈薬液を小分けして保管したり他人に譲渡しない



- ⚠️ 使用済み農薬の空容器は、他の用途には絶対使わないこと
- ⚠️ 使用残農薬を茶やジュース等の空容器への移し替えは禁止

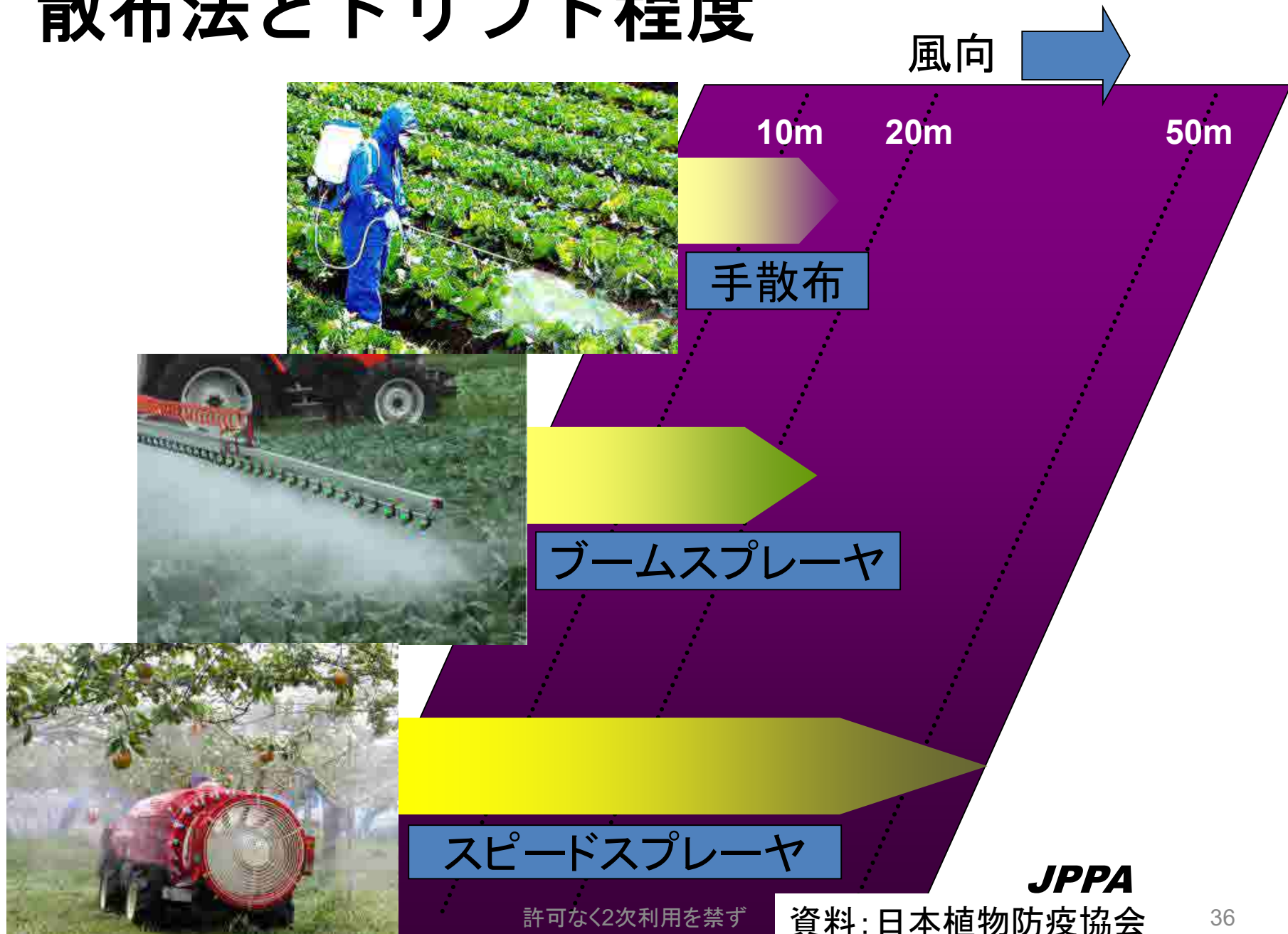
農薬飛散（ドリフト）とは？

散布された農薬（粒子）が、目標物以外に飛散する現象

●ドリフトに伴う問題；

- 近隣の住民などとのトラブル
- 公共用水域への農薬混入など環境への影響
- 近隣の農作物への影響

散布法とドリフト程度



許可なく2次利用を禁ず

資料: 日本植物防疫協会

JPPA

ドリフトが起こりやすい要因

	条件	備考
風速	強い	<u>秒速3m以上では問題を生じやすい</u>
噴霧粒径	小さい	<u>0.1mm以下でドリフトしやすい</u>
散布位置	散布対象作物から離れている	散布位置が対象作物から遠いとドリフトしやすい
散布の向き	上向き	果樹、樹木など背丈の高い作物への散布
散布量	多い	散布量が多いほど飛散する量も多くなる
送風	強い	スピードスプレーヤーの場合

ドリフトを減らす対策（散布法の改善）

基本的な散布操作の励行

- ①風が弱い時に風向に気を付けて散布する
- ②散布の位置や方向に注意する
- ③適切なノズルを用いて適正な圧力で散布する
- ④適正な散布量で散布する

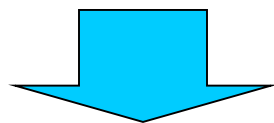
積極的なドリフト低減散布法の採用

- ドリフト低減ノズルの使用など

農薬の役割

病害虫・雑草防除：**化学的**／**生物的**／**物理的**／**耕種的**
防除⇒⇒総合的病害虫・雑草管理(IPM)

化学的防除手段である農薬は、多くの場合、農作物を病害虫雑草その他の被害から守る最も効率的、効果的手段である。



生産性向上
生産コスト削減
労力低減 etc

まとめ及び確認

1. 農薬は、高品質の農作物の安定生産のために不可欠な生産資材である。
2. 農薬は、安全性評価を実施し、合格したものが登録される。しかし、その選び方や使い方を誤ると、使用者本人、周辺住民や周辺作物へ被害を与えたり、周辺環境に悪影響を及ぼすことがある。
3. 農薬の使用者は、自分と周辺住民や環境、消費者の安全確保のために、農薬を正しく使用する責任がある。そのためには、農薬に関する正しい知識を得ることが必要である。

無料で出張講演
いたします!

生産者のための 農薬とマスクのセミナー

のご案内

直売所や道の駅、地域の農業経営者や生産者の、 総会や研修会の追加企画としてご利用ください!

当セミナーは、場所をご提供いただいて、無料で資料の準備と講演などを実施しているものです。
ご承知のように農薬は農薬取締法で厳しく管理されています。農薬を誤って使用したり、使用した農薬が隣接する作物に飛散したりすると収穫・出荷した農産物が残留基準値を超え、出荷停止、回収・廃棄等の処分を受けたり、補償を求められる場合があります。また、農薬使用者やその関係者が、中毒などの危害を受ける可能性もあります。
そこで本セミナーでは生産者の皆様が農薬を正しく安全に使えるよう、農薬の専門家による説明、農薬用マスクの装着研修などを予定しております。

主な内容 「農薬の正しい使い方」
「正しいマスクのつけ方」

直売所や道の駅の総会や多くの生産者様の集会などの機会に、
本セミナーを是非ご利用ください。
開催についてのご相談や申し込みは裏面をご覧ください。

参加者全員にプレゼント!!



私たち農薬工業会は、農薬を扱う70数社の団体です。



“残留農薬基準値超過の防止”
などを自指し、農薬の適正使用を
啓発しています。

無料で出張講演
いたします!

生産者のための 農薬とマスクのセミナー

のご案内

FAX または Eメール からお申込みいただけます。

FAX申込書 必要事項をご記入のうえ、03-5209-2513 までFAXしてください。

(ふりがな)

お店の名前 _____

お店の形態 直売所 道の駅 その他 (_____)

代表者のお名前: (ふりがな) _____

担当者のお名前: (ふりがな) _____

ご住所 〒 _____

電話番号 (_____) _____

メールアドレス _____

セミナーへの参加予定人数: _____

セミナーの希望日時: _____年 _____月 _____日 (曜日) 時より開始

セミナーの希望時間: 1時間 2時間 その他 (_____)

Eメール midori@midori-kyokai.com

(公社) 緑の安全推進協会農薬相談室

- 件名には“農薬とマスクのセミナー申込書”とご記入ください。
 - 記載内容は、上記のFAX申込書と同じ内容を記載ください。
- なお、ご希望があれば電子版申込用紙を折り返し送付いたします。

ご相談・お問い合わせ

- ご質問等がありましたら(公社)緑の安全推進協会農薬相談室(03-5209-2512)にご連絡ください。
- 開催日については、なるべく希望日時に応えるようにいたしますが、他の申込みと重なった場合にはご相談させていただきます。

いただいた個人情報については本セミナー以外の目的には使用することはありません。

JCPA 農薬工業会 <https://www.jcpa.or.jp>
(公社) 緑の安全推進協会 <https://www.midori@midori-kyokai.com>

利用を禁ず

(公社) 緑の安全推進協会では農薬安全対策事業の一環として、「**講師派遣事業**」を展開しております。勉強会等への講師派遣の希望がございましたら、ご遠慮なくお申し込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣いたします。

本事業についての詳細は当協会のホームページ
(<https://www.midori-kyokai.com/>) をご覧願います。

電話でのご相談は **03-5209-2512** まで。

農薬はその適正使用を通じて、国連が採択した持続可能な開発目標(SDGs)に貢献しています。



農作物の収量・品質の確保

飢餓に終止符を打ち、持続可能な農業の推進に貢献します



カビ毒リスクの軽減

すべての人に健康と福祉を提供することに貢献します



農業の効率化・安定化

農業の効率化に貢献し、農業の成長産業化を促進することに貢献します



やみくもな耕地拡大を抑制し、自然と緑を守る

農耕地面積の拡大を防ぐことにより、陸の豊かさを守ることに繋がります

ご清聴有難うございました



高知ブランド育成にゴー・ゴー！

参考：農薬工業会HP
“農薬をご使用になる方へ”
<https://www.jcpa.or.jp/>
許可なく2次利用を禁ず